# (事業環境整備構想)

第二十五条 を作成することができる。 該都道府県等の区域について、地域産業資源(技術、 いて同じ。) を活用して行う事業環境の整備に関する構想(以下この節において「事業環境整備構想」 という。 都道府県又は指定都市 (以下この節において「都道府県等」 人材その他の地域に存在する産業資源をいう。次項に という。) は、 基本方針に基づき、 当 お

- 2 号に掲げる事項について定めるものとする。 事業環境整備構想においては、第一号及び第二号に掲げる事項について定めるとともに、 必要に応じて第三
- 一 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項
- の提携又は連絡に関する事項 新事業支援体制の整備に関し、 新事業支援機関、 次条第一項に規定する中核的支援機関及びこれらの相互
- 三 高度技術産学連携地域の区域及びその活用に関する事項
- 3 都道府県は、 事業環境整備構想を作成しようとするときは、 関係市町村に協議しなければならな
- 指定都市は、 事業環境整備構想を作成しようとするときは、 関係道府県に協議しなければならない。
- 5 都道府県等は、 事業環境整備構想を作成しようとするときは、 国に対し、 助言を求めることができる。
- 都道府県等は、 事業環境整備構想を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表しなければならな

6

4

7 までの規定を準用する。 都道府県等が、 第一項の規定により作成した事業環境整備構想を変更又は廃止するときは、 第三項から前 項

【趣旨】 て定めるものである。 の整備に関する構想(事業環境整備構想)の内容及び作成手続及び同構想に関する国と都道府県等との関係につい 本条は、 第三条に定める基本方針に基づき、 都道府県等が作成する地域産業資源を活用して行う事業環境

本条は、 旧新事業創出促進法第十八条の規定を実質的に承継した規定である

(第1項) 整備構想)を、 ることが重要である。そこで、 的な取組の結果、高度技術に立脚した企業や研究機関が相当程度集積した地域等が形成され、 に蓄積されてきたことから、 人材、 旧テクノポリス法、 資金等の各支援事業を行う産業支援機関が設立されるなど、技術、 主務大臣が定める第三条の基本方針に基づき作成する。 都道府県等が地域産業の自律的な発展を促進させるためには、地域産業資源を活用す 旧頭脳立地法、旧地域ソフト法、旧新事業創出促進法等に基づく都道府県等の主体 都道府県等は地域産業資源を活用して行う事業環境の整備に関する構想 (事業環境 人材、 資金等の産業資源が各地域 地域産業に対して、

境整備構想を作成し、その事業環境整備構想に従って必要に応じて地域設定を行うことにしてい 地方分権の流れの中、 主務大臣が作成する基本方針は時代認識や施策の基本的方向性を記載するに止め、 地域の自律的発展を促す観点から、都道府県等の自主性・主体性を最大限発揮させるため 都道府県等自らが、 事業環

その意味で、 責任ある事業環境整備構想の作成が必要となる。 事業環境整備構想においては、都道府県等による地域経済産業政策に関する識見が問われることに

(第2項) 本項は、 事業環境整備構想の記載事項について定めた規定である。

支援体制の整備に関する事項」について定めるとともに、 事業環境整備構想においては、「地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の意義に関する事項」と「 必要に応じて「高度技術産学連携地域の活用に関する事 新事業

# 一 第一号

域との広域的なネットワークを通じた相互補完によって地域産業の発展可能性を高めることが必要である。 各地域の強みや弱みを見極めた上で、 を活用する際には、各地域の発展ポテンシャルを最大限に発揮させるために、既存の地域産業資源を再評価し て地域の自主性、 地域産業の自律的発展を促すためには、都道府県等がその地域特性を踏まえた上で、その創意工夫に基づい 地域産業の内発的な発展を促進していくことが特に重要である。 主体性を発揮し、 他の地域と切磋琢磨し合いながら、 今後の発展可能性の高い戦略分野を設定することや海外を含めた他の地 地域産業資源を活用して事業環境の整 また、都道府県等が地域産業資源

# 一第二号

第三条第二項第三号ロ()を参照

# 三第三号

第三条第二項第三号ロ(2)を参照

たって最低限必要となるのは に関する事項は選択的記載事項とする。 意義に関する事項及び 本法では、 旧新事業創出促進法のアラカルト方式を採用せず、 新事業支援体制の整備に関する事項を必須記載事項とし、 であり、 これは、都道府県等が、 は付加的に必要となるものであるからである。 地域産業資源を活用して事業環境を整備するに当 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備の 高度技術産学連携地域の活用

道府県が必要と認める市町村を指し、 映させようとするものである。この場合の「関係市町村」とは、 実状及び意見を十分に踏まえたものである必要があることから、 地域経済産業の自律的発展のためには、 その意見の反映方法は各都道府県に委ねられる 都道府県が作成する事業環境整備構想につい 事業環境整備構想の作成段階から、 高度技術産学連携地域が存在する市町村の他に都 Ţ その意見を反 関係市町

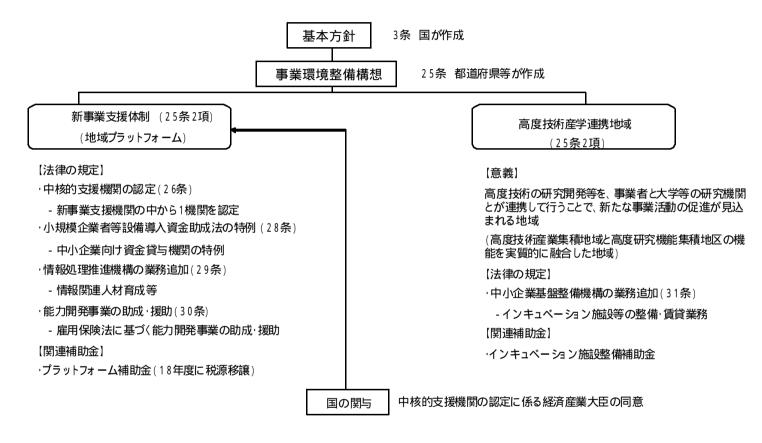
(第4項) 道府県」 あることから、 について、 とは、指定都市が存在する道府県を指し、 指定都市の自主性・主体性を尊重しつつ関係道府県の実状及び意見を十分に踏まえたものである必要が 第三項と同趣旨であり、 事業環境整備構想の作成段階から、 地域経済産業の自律的発展のためには、指定都市が作成する事業環境整備構想 その意見を反映させようとするものである。 意見の反映方法は指定都市に委ねられる。 この場合の「

化するとともに、 定したものである。この助言は、 施しようとする事業、 本項は、 国と都道府県等のイコールパートナーシップに基づく協力体制を期待するものである 都道府県等が事業環境整備構想を作成する際に、 事業者等による実施を期待する事業等に関する技術的な助言を求めることができることを規 非権力的な関与であり、 法律に位置づけることで、 国の関連施策のうち当該都道府県等が自ら実 国と都道府県等の関係を明確

第6項) 旨を規定したものである。 本項は、 事業環境整備構想を作成したときは、 都道府県等は遅滞なく、 これを公表しなければならな

(第7項) 本項は、 都道府県等が事業環境整備構想を変更又は廃止する場合の手続を規定したものである

# 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第4章第3節の構成



# (中核的支援機関の認定)

第二十六条 核的支援機関」 う者であって新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるもの(以下この節において 都道府県等は、 という。) を 当該都道府県等の区域において、新事業支援機関のうち政令で定める支援事業を行 その申請により、 一を限って認定することができる。 中

- 2 しり 都道府県等は、前項の規定による認定をする際には、経済産業大臣に協議し、 その同意を得なければならな
- 3 経済産業大臣は、中核的支援機関が次の各号に該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。
- 基本方針に適合するものであること。
- すること 第一項の政令で定める支援事業を円滑に行うため、 基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有
- 4 公表しなければならない。 都道府県等は、 第一項の規定による認定をしたときは、 中核的支援機関の名称、 住所及び事務所の所在地
- 5 に届け出なければならない 中核的支援機関は、 その名称、 住所又は事務所の所在地を変更したときは、 遅滞なく、 その旨を都道府県等
- 6 都道府県等は、 前項の規定による届出があっ たときは、 当該届出に係る事項を公表 しなければならな ĺ١

【趣旨】 めるものである 本条は、 各地域における新事業支援体制の整備を推進する機関 (中核的支援機関) の認定手続について定

【解説】 本条は旧新事業創出促進法第十九条の規定を実質的に承継した規定である。

(第1項) 援体制の整備を推進するとともに、新事業支援体制の中心的な存在として支援事業を実施する機関である。 中核的支援機関とは、 複数の新事業支援機関相互の連携強化及び統合を促進することによって新事業支

業支援機関に関する総合的な情報提供をワンストップサービスで行うことができる潜在的な能力を有することを この場合の「中心的な存在」とは、 情報面、人材面、 資金面、 技術面等において様々な支援事業を行う他の新

その要件として、施行令第十一条が定められてい

参考) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 (平成十一年政令第二百一号)

核的支援機関の支援事業

第十一条 法第二十六条第一項の政令で定める支援事業は、 次のとおりとする

- 必要な情報を提供すること。 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する調査研究を行い、 及び新たな事業活動を行う者に対して
- は指導を行うこと。 新たな事業活動を行う者又はその従業員に対し、 高度技術の研究開発又はその成果の活用に関する研修又!
- Ξ 債務の保証又は当該資金の貸付け若しくはそのあっせんを行うこと 新たな事業活動を行う者に対し、 高度技術の研究開発若しくはその 成果の活用のために必要な資金に係る
- に充てるための助成金を交付すること 高度技術の研究開発及びその成果を活用した新たな事業活動を行う者に対し、 当該研究開発に必要な資金

兀

を有することが必要であり、 新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能するためには、 施行令第十一条各号の趣旨は、 以下のとおりである。 情報面、 人材面、 資金面、 技術面等の支援機能

結果を情報提供するような情報面に関する支援機能を有すること 高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用のために必要な市場や技術等に関する調査研究を行 ſί その

# 第二号

要な研修指導のような人材面に関する支援機能を有すること。 新たな事業活動を行う経営者や従業員に対して、 高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用のために必

# Ξ 第三号

すること 証、当該資金の貸し付け、 高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用のために必要な資金を金融機関から借り入 当該資金を調達するために金融機関をあっせんするなど資金面に関する支援機能を有 れる際の

# 兀 第四号

するなど技術面に関する支援機能を有すること。 高度技術の研究開発や開発された技術成果の活用を行う事業者に対して、 技術開発を目的とした助成金を交付

旧新事業創出促進法に基づく五十八の中核的支援機関は、すべて公益財団法人である。)。 によって、 して最も適切かつ確実に機能すると考えられる機関が選ばれることになるため、 中核的支援機関は、 公益財団法人であったり、株式会社であったりと地域の実態に見合った様々な形態が想定される(なお: 各都道府県等の新事業支援機関の中から、各地域の実状に鑑みて、新事業支援体制の中心と 中核的支援機関は、 各都道府県等

(第2項) 産業大臣に協議して、 うことが適切な対象であるか否かを国が判断するために、 備を促進するために、 中核的支援機関は、 その同意を得なければならない 中核的支援機関に対して国からの財政等の支援措置が講じられるため、 各都道府県等が各地域の実状に応じて認定することになるが、 都道府県等は中核的支援機関の認定をする際には、 新事業支援体制の整 かかる支援措置を行

中核的支援機関の認定までの手続きは、 以下のとおりとなる

新事業支援機関(施行令第十一条の四要件を充たすことが必要) が都道府県等に申請

都道府県等が経済産業大臣に協議

経済産業大臣が都道府県等に同意 ( 施行令第十一条の四要件及び法第二十六条第三項の要件を充たすことが必

都道府県等が中核的支援機関を認定

(第3項) 経済産業大臣が同意する際の基準を定めたものである。

# 第一号

基本方針第5 1 - 二の趣旨に適合していることが必要である

# 第二号

事業を継続的に実施していくためには、 新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能してい 基金の設置その他の措置により健全な経理的基礎を有することが必要で くためには、 健全な財務的な基盤が必要である。 支援

(第4項~第6項) 支援機関は、 住所及び事務所の所在地を公表することが必要不可欠である。 が、そのためには、 都道府県等に届け出るとともに、 その存在を各都道府県等内外に対して広く周知する必要があるため、中核的支援機関の名称 中核的支援機関は、 新事業支援機関の中心としてワンストップサービスを実施することになる 都道府県等は当該届出を公表しなければならない そのため、 住所等の変更があった場合には、

# (認定中核的支援機関の業務等)

第二十七条 認定中核的支援機関」 前条第二項の規定による同意を得た同条第一項の認定に係る中核的支援機関 (以下この節におい という。) Ιţ その支援事業を適切かつ確実に実施しなければならない。 て

2 都道府県等は、 前条第一項の認定の取消しその他必要な措置をとることができる。 認定中核的支援機関が前項の規定を遵守していないと認めるときは、 当該事業の改善に関す

3 都道府県等は、 前項の規定により認定を取り消したときは、 その旨を公表しなければならない

【趣旨】 である。 事業支援体制の中心として適切かつ確実にその支援事業を実施しなければならないという義務について定めたもの 経済産業大臣の同意を受けて都道府県等から認定を受けた中核的支援機関 ( 認定中核的支援機関) は 新

本条は旧新事業創出促進法第二十条の規定を実質的に承継した規定である。

(第1 項 経済産業大臣からの同意を受けて都道府県等から認定を受けた中核的支援機関(認定中核的支援機関)

新事業支援体制の中心として適切かつ確実にその支援事業を実施しなければならない。

(第2項) 事業の改善に関する命令 認定中核的支援機関が第一項の義務を遵守してい 中核的支援機関の認定の取消し等の必要な措置をとることができる ない場合には、都道府県等は、 その程度に応じて

(第3項) 場合には、 速やかにその旨を公表しなければならない 認定中核的支援機関は都道府県等内外に広く公表されているため、 中核的支援機関の認定を取り消した

# (小規模企業者等設備導入資金助成法に関する特例

第二十八条 機関が、 全額」 認定中核的支援機関の地位を兼ねる場合における同法第十四条の規定の適用については、 小規模企業者等設備導入資金助成法 (昭和三十一年法律第百十五号) 第二条第四項に規定する貸与 とあるのは、 「二分の一 以上 とする。 同条第一号

【趣旨】 四条第一 号の要件を緩和することについて定めたものである。 中核的支援機関が小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき設備貸与事業等を実施する場合、 同法第十

【解説】 本条は旧新事業創出促進法第二十一条の規定を実質的に承継した規定である

小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条第一号の趣旨

「その出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされていること。

関について適合基準を定める必要があり、この適合基準を定めたのが第十四条であって、 公正な運営を確保するために定められてい 有するものであり、 貸与機関は中小企業に対する設備貸与事業という国及び地方公共団体の施策をいわば代行する公共的な性格を その設備貸与事業を施策目的に沿って適切かつ円滑に行わせる必要があることから、 第一号は、 貸与機関の 貸与機

# 貸与機関の要件

て機能するためには、 小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条第一号の要件を満たさない中核的支援機関が特例的に貸与機関と 貸与機関の制度趣旨(一参照)を満たす必要がある。 この点については、 国(経済産業

3

かつ、 そこで、 国(経済産業大臣)の同意と地方公共団体(都道府県等)の認定を受けた認定中核的支援機関であること。 その機関が地方公共団体から二分の一以上の出資を受けていれば、 の同意を経て、地方公共団体(都道府県等)が認定した中核的支援機関(認定中核的支援機関) 中核的支援機関が特例的に貸与機関として機能するための要件を整理すると、以下のとおりとなる。 制度趣旨を充たすものといえる。 であっ て

設備導入資金助成法第十四条第一号の要件緩和が可能となる。 の要件については法第二十六条において確保されることから、 の要件を充たせば小規模企業者等

地方自治体の出資割合が二分の一以上であること。

# (独立行政法 人情報処理推進機構の行う情報関連人材育成推進業務)

第二十九条 事業活動を促進するため、 独立行政法人情報処理推進機構(以下この節において「情報処理推進機構」 次に掲げる業務を行う。 という。 Ιţ 新た

- の作成又は電子計算機の利用に係る能力を開発し、 技能の向上を図る事業であって、プログラム(情報処理促進法第二条第二項に規定するプログラムをい めるもの (以下この節において「情報関連人材育成事業」という。) を行う新事業支援機関に対する次の 進法」という。) 第二条第一項に規定する情報処理をいう。 情報処理 (情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号。 向上させるものとして経済産業省令・厚生労働省令で定 次条において同じ。) に関して必要な知識及び 以下この条におい て「情報処理促
- 情報関連人材育成事業に必要な教材を開発し、 及びその開発に係る教材を提供すること。
- 情報関連人材育成事業の実施に関し、 指導及び助言を行うこと。
- 情報関連人材育成事業の円滑な実施に関し必要な調査を行い、 及びその成果を普及すること。
- 前二号の業務に附帯する業務
- 2 十三条第一項の信用基金に係る各出資者並びに教材開発業務に係る各出資者」とする。 報処理促進法第二十五条第一項中「並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者」 用基金に係る出資」とあるのは「、前条第一項の信用基金に係る出資並びに教材開発業務に係る出資」と、 信用基金又は教材開発業務に必要な資金の」と、情報処理促進法第二十四条第二項中「並びに前条第一項の 三条第一項の信用基金に充てるため」とあるのは「、 の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項第一号イに掲げる業務(以下「教材開発業務」という。 に必要な資金に充てるため」と、「又は第二十三条第一項の信用基金の」とあるのは「、第二十三条第一項 前項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、 第二十三条第一項の信用基金に充てるため又は中小企業 情報処理促進法第十二条第二項中「又は第二十 とあるのは「、 の
- び厚生労働大臣)とし、 五号の主務大臣は経済産業大臣 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一項に規定する 規定による認可をしようとするときに限る。) に係るものに限る。) 並びに第七十一条第一号、 項ただし書及び第二項ただし書、 第三十一条第一項、 条第一項、 の場合及び同条第二号の場合 ( 同法第三十条第一項又は第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書 第一項の規定により情報処理推進機構が業務を行う場合には、 独立行政法人通則法第十九条第五項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項、 ? (以下この項において「情報関連人材育成推進業務」という。) に係るものについては、 第三十三条、 第三十三条、第三十五条第一項、 第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の主務省令は経済産業省令(情報関連 独立行政法人通則法第二十八条第二項、 第六十四条第一項、 第六十五条第一項及び第二項、第六十七条 (同条第一 第三十八条第一項、第二項及び第四項、 情報処理促進法第二十六条の規定にかかわら 第三十条第一項及び第二項第七号、 経済産業大臣及 第四十五条第一 第二号及び第

【趣旨】 いて規定するとともに、 たな事業活動 の促進のため、 同機構が当該業務を行う場合の情報処理の促進に関する法律の特例を定めたもの。 独立行政法人情報処理推進機構(以下「 I P Ā という。) が行う業務 につ

# 解説】

(第1項) と考え、 から、 旧新事業創出促進法に基づき、 高度な能力を持った情報関連人材は我が国経済の活力増進のための「 情報関連人材育成事業に関する教材の提供等の業務を行ってきた。 I P A k t 情報処理の促進に関する法律(以下「情報処理促進法」 情報技術を活用した新たなビジネスの創出やビジネスプロセスの高度化という観点 新事業の創出」に大きく寄与するも という。 )に規定される業務の 他

おいても新事業支援機関が行う情報関連人材育成事業に対し、IPAが教材提供等を行うこととしたも 情報関連人材の育成により「新事業活動の促進」が進められてきているという現状を踏まえ、 引き続き、 本 法に

係に配慮の上、IPAの支援が必要であるものを厚生労働省・経済産業省の共同省令により定めている。 令で定められた情報関連人材育成事業は、 レベルの高いものの内容に相当する 情報関連人材育成事業の具体的内容については、 現在情報処理促進法に基づき実施されている情報処理技術者試験の 一般の専門学校、 民間の研修事業者等との業務 この省 競 合関

(参考) 厚生労働省・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令(平成十七年 経済産業省令第一号

中小新促法

小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十九条第一 項第一号に規定する情報関連人材育成事業は、

次の各号に掲げる知識及び技能の向上を図るための事業とする。

- に必要な共通的知識 ( 基礎的知識を除く。 ) 及び技能 ( 基礎的技能を除く。 に規定する情報処理をいう。)を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。 情報処理システム (情報処理 (情報処理の促進に関する法律 (昭和四十五年法律第九十号) 第二条第一項 以下同じ。) の開発
- 情報処理システムの企画、 設計 開発、運用及び評価に必要な専門的知識及び技能
- $\equiv$ エンベデッドシステムの開発に必要な専門的知識及び技能
- 兀 情報処理システムの活用に必要な専門的知識及び技能
- 五 その他前各号の内容に準ずる専門的知識及び技能
- 情報関連人材育成事業に必要な教材開発及び事業を実施する機関に対する指導・
- 支援教育 (CAI= 対価で情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に提供することとしている。 I P Aは情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対し、 Computer Aided Instruction)、テキスト等からなる教材を開発する。 事業を効率的に実施するためのコンピュー 開発した教材は、 適切な タ
- て広く提供する予定である 上記の新規事業支援機関以外であっても、情報関連人材の育成を実施する者に対しては、 適切な対価をとっ
- 行っており、 IPAは情報処理の振興を図るための汎用プログラム開発、 事業に必要な技術面、 人材育成面に係る多くの知見を有している。 情報関連人材育成用教材の開発といった業務を このため、 IPAは情報関連

を指導するとともに、 人材育成事業を行う新事業支援機関が事業計画の立案を行う際に、 設備の規模や研修内容、 事業の採算性等についての助言を行う。 当該計画の内容が適当なものであるか否か

情報関連人材育成事業に関する調査等の実務

把握や後のあるべき方向性を探り、 情報関連人材育成事業の円滑な実施のためには、その事業が地域の抱える課題に的確に応えるものであると ベル 地域の実情に即したものであることが必要である。 と数の変化、高度な情報関連技術の定着度等を定期的に調査し、 事業の実効性を高めることとしている。 このため、 I P Aでは地域における情報関連人材 情報関連人材育成事業の効果の

反映される。 これらの調査結果は地方自治体や関係団体を通じて広報するほか、 新事業支援機関に対する指導 助言等に

Ξ 第三号 附帯業務

がこれに当たる。 第 一 号、 第二号の業務を実施するために必要な業務の実施規定である。 教材開発のためのモニター テスト等

(第2項) 本条項は、 IPAが資本金を増加し、 それを充当できる業務を規定しているもの

(第3項) 通則法の特例を定めたもの。 また、出資があった場合の出資者原簿及びIPAの解散時における残余財産の分配に関する規定を整備するもの。 第一項の規定により、 IPAが情報関連人材育成推進業務を行う場合の情報処理促進法及び独立行政法人

の規定にかかわらず、 本項による読み替え等により、 厚生労働大臣と経済産業大臣の共管となり、 IPAの行う業務のうち情報関連人材育成推進業務に関しては、 省令も両省の共同省令となる。 情報処理促進法

# 情報処理推進機構及び新事業支援機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第三十条 ができる。 用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条の能力開発事業として、 条第一項に規定する業務を行う場合に限る。)及び情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して、 政府は、 情報処理の業務に従事する労働者の能力の開発及び向上を図るため、 必要な助成及び援助を行うこと 情報処理推進機構 雇

[趣旨] 情報関連 人材育成事業を行う新事業支援機関に対する助 成及び援助 につ ĺ١ て規定し たも

解説】 雇用保険法の能力開発事業として必要な助成及び援助を行うことができるとすることを定めたもの 政府は、 情報処理の業務に従事する労働者に関し、 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対して

# 企業基盤整備機構の行う高度技術産学連携地域整備業務

第三十一条 る業務を行う。 技術産学連携地域」という。)における高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進するため、 中小企業基盤整備機構は、 事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域 (以下「 次に掲げ 特定高度

及び管理を行うこと 条において「工場」 特定高度技術産学連携地域において、 又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこれらの賃貸、 という。)、 事業場 ( 高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。 工場(高度技術の研究開発又は利用に供するものに限る。 以下「事業場」 以下こ 譲渡

- その事業に必要な資金の出資を行い、 びに賃貸及び管理を行うこと。 の事業場として相当数の事業者に利用させるための施設の整備並びに賃貸及び管理の事業を行う者に対し、 特定高度技術産学連携地域において、高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うため 又は当該出資を受けて事業を行う者の委託を受けてその施設の整備並
- 2 できる。 四十七号)第十五条第一項の業務の遂行に支障のない範囲内で、 小企業基盤整備機構は、 前項の業務のほか、 独立行政法人中小企業基盤整備機構法 (平成十四年法律第百 委託を受けて、 次に掲げる業務を行うことが
- るべき公共の用に供する施設又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設の整備並びにこ 特定高度技術産学連携地域における工場若しくは事業場、 譲渡及び管理 当該工場若しくは当該事業場と併せて整備され
- 前号に掲げる業務に関連する技術的援助

趣旨】本条は、 小企業基盤整備機構」 本法に基づく特定高度技術産学連携地域における独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下単に「 という。) の業務に関し定めたものである。 中

# 【解説】

(第1項)

第一号

皿となるような工場等をいう。 動を行おうとするベンチャ いて、 特定高度技術産学連携地域(都道府県等が作成する事業環境整備構想に定められた高度技術産学連携地域)に 中小企業基盤整備機構が自ら整備する工場又は事業場 (以下「工場等」という。)とは、 ー 企業等が高度技術に関する研究開発及び研究成果を活用した事業化を行う際の受け 新たな事業活

に応じてこれらの譲渡を行う。 中小企業基盤整備機構は、 整備された工場等を管理するとともに、 事業者に賃貸するほか、 事業者のニー ズ 等

分野連携新事業分野開拓」が行われやすい環境において、高度技術に関する研究開発及びその研究成果を活用し 度技術産学連携地域において実施することから、 た事業が行われることが期待される。 当該事業については、大学等の研究機関と事業者との相互の交流、 工場等に入居する事業者による「 連携が活発に行われることを主眼とした高 創業」、 経営革新」 及 び

行うこととする。 体的に整備することが、 のと考えられるため、 る施設を含んでおり、 なお、「当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設」 中 教育・文化・福祉施設、 工場等としての機能を高め、 小企業基盤整備機構が工場等の整備と併せて、 医療厚生施設、 高度技術に関する研究開発及びその企業化を促進させるも 官公庁施設、 とは、 これらの利便施設の整備を必要に応じて 購買施設、 工場等に入居する企業の利便を図 展示場及び会議場等を

せるための施設」とは、 を容易にするための施設をいう。 スペースを提供することにより、 「高度技術に関する研究開発及びその成果を活用した事業を行うための事業場として相当数の事業者に利用さ 立ち上がり期において資金調達力が不足するベンチャ ベンチャー 企業が試作開 発 実証実験及び小規模生産等の事業に取り組むこと 企業に対して低廉な賃料で事業

要性に鑑み 小企業基盤整備機構は、 これらの施設の整備並びに賃貸及び管理を行う第三セクター 本格的な事業段階に至らない初期段階の新たな事業展開を促進するための施設の重 等に対して出資を行い、 又は当該第三

からの委託を受けて、これらの施設の整備並びに賃貸及び管理を行うこととする。

目的の達成に資することとなる。 務に支障のない範囲内で民間、 この規定により、 本条の受託業務規定は、 高度技術に関する研究開発及びその企業化がより効果的・効率的に図られることとなり、 中小 地方公共団体等に対して広く提供できるようにすることを目的としたものであり、 企業基盤整備機構の有する施設整備等に関する技術的能力、 ノウハウ等を、 本来業 本法の

あ 併せて整備されるべき公共の用に供する施設」 例えば道路、 公園、 下水道、 緑地、広場等が含まれる。 とは、 工場等の整備と併せて整備する必要がある公共施設で

なお、「 利用者の利便に供する施設」とは、 前述のとおりである。

技術的援助」 の具体的な例としては

工事管理等の技術指導

設計書の作成、 事業施行計画の策定又はこれらに関するアドバイス

技術企画等に関する人材の養成、 訓練等

地方公共団体等の作成する各種計画の指導、 援助

等があげられる。

# 第四節 雑則

# 小企 業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策の総合的推進

第三十二条 進するよう努めるものとする。 る知的財産の適切な保護その他中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備に必要な施策を総合的に推 国は、 この章に定める措置のほか、 中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成 中 小企業の有 す

趣旨】 第四章第一節から第三節までにおいて、 策を行うことにより推進することを規定した訓示規定である。 三節までに直接規定する基盤整備に加え、 本法律は、 第二章及び第三章において、 そのための基盤整備に関する規定を設けているが、 人材の育成や知的財産の保護その他の基盤整備について、 中小企業の新たな事業活動の促進のための措置を講ずるとともに、 本条は、 国が必要な施 第一節から第

特別の支援措置として中小企業技術革新制度及びインキュベー 業活動全般に関わる支援制度に加え、 経営資源の確保は、 第四章においては、 中小企業が新たな事業活動を実施するに当たり不可欠の要件であり、経営資源には、 中小企業の経営基盤の強化及び 中小企業の重要な経営資源である技術及び設備に着目し、 ション施設の整備に関する制度を規定してい 地域における総合的な支援体制の構築といっ これらについての た事

定するとともに、 法律に直接規定されている支援策のみならず、これらの経営資源の確保のための措置を併せて広く整備し、 図っていく必要がある。よって本法律の目的である中小企業の新たな事業活動の促進を適切に図っ とおり本法律に直接規定されるものに加え、 て新たな事業活動を促進に向けた総合的な基盤整備を進めていく必要がある。 国に対して積極的に施策を講じることを求めるものである。 人材や知的財産権を始めとして様々なものが存在し、 本訓示規定はこのことを確認的に規 ていくためには、 広くその確保を

受けた事業者等に関する特許料の減免措置を講じてきたところ(産業技術力強化法施行令第六条)であり、 平成十七年度より導入されたほか、 において新たに規定される異分野連携新事業分野開拓の計画認定を受けた事業者についても、その対象としている。 来より改正前の中小企業経営革新支援法や廃止された中小企業の創造的事業活動に関する臨時措置法の計画承認を 等及び新事業活動を担う人材の育成を積極的に図っていく予定である。 助対象費目とすることで、 具体的には、 ベンチャ 中小企業庁の施策においては、 人材の育成については、 挑戦支援事業」(通称「スター 知的財産取得に対する支援を行っている。 中小企業庁の施策においても創業塾及び第二創業塾制度を大幅に拡充し、 中小企業の実用化研究開発や事業化を一貫して支援する補助金である「中小 人材投資促進税制による税額控除(中小企業に対する特例措置あり。 トアップ支援事業」) において、 また知的財産の適切な保護に向けては、 国内外の特許取得関連費用を補 創業